

分科会評価報告書（平成27年度決算）

（文教厚生分科会 No.3）

(所管課、事業コード) 事業名	(介護長寿課 5012) 介護予防・日常生活支援総合事業 ※P649			
評価	1	① 拡充 4 縮小	2 継続 5 休止	3 改善 6 廃止
<p>【必要性】 <目的の妥当性、行政が行う必要性> 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防、又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うものであり、介護保険法において、国及び地方公共団体の責務とされており、行政が行うべき事業である。</p> <p>【効率性】 <効果と費用等との関係> 介護予防事業を効果的に実施することで、高齢者が要介護状態等になることの予防や、在宅において介護する家族の身体介助及び経済的負担の軽減が図られるほか、一般の高齢者にとっても、生きがいつくりと体力増強が期待でき、結果として医療・介護費の抑制につながっている。</p> <p>【有効性】 <得ようとする効果と得られている効果との関係> 高齢者の健康増進や生きがいつくり、身体機能の維持・回復、認知症予防を推進するうえで有効である。</p> <p>【評価説明】 高齢化が進む中で、要介護者及び認知症患者も比例して増えていくことが予想される。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、介護職員の不足と介護費用の増大が懸念されている。こうした中、住民主体を含めた多様な担い手による多様なサービスが提供できる体制づくりを構築するべきである。今後、高齢者が自分らしく安心して暮らしを続けられるようにするために、健康増進や介護予防の推進、生きがいつくりなど、さまざまな施策を充実させるべきである。</p> 以上のことから、分科会としては、「拡充」と評価する。なお、要介護認定の判定が厳しくなりつつある現状が見受けられる。介護を受ける本人はもとより、要介護者の家族にも寄り添った事業運営に努められたい。				